

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	82 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	79 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月
② 昭和52年11月から53年1月まで

私は、平成21年に60歳になったので、年金の裁定請求を行ったところ、申立期間①が未納になっていることが分かった。また、申立期間②の納付記録が無いことについては、裁定請求の手続を行う以前に年金記録を照会したときに分かっていたが、申立期間①及び②については、会社を退職後に市役所に赴いて、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行って保険料納付をしており、年金記録がおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①を除いて未納期間が無いことが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間①直前の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間①を含む過年度納付書が発行されていたものと推認できるところ、そのうち3か月の国民年金保険料を納付しながら、1か月と短期間の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様に会社を退職後に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上記国民年金被保険者台帳によると、申立期間②に係る国民年金の資格記録は確認できず、オンライン記録においても、申立期間②は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付は申立人の母親が行ったとしているところ、その母親は既に死亡しており、申立期間②当時の具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所で納付していた。これまでに交付された国民年金手帳は1冊であり、同年金手帳（昭和44年6月10日発行）を現在所持している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和49年3月の離婚以降、申立期間③を除き、60歳になるまでの国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③については、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和41年6月1日に申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号が連番で職権払出しされていることが確認できるものの、申立人の所持する国民年金手帳は、44年6月10日に発行されていることから、この日に国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、時効により、申立期間直後の42年4月までしか国民年金保険料を遡って納付することができないことから、申立期間の保険料

は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、申立人及びその元妻に係る国民年金被保険者台帳によると、夫婦共に未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、納付した保険料を還付された記憶も無いので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫が昭和47年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同年7月20日付けの資格喪失届により、申立人の国民年金強制被保険者資格が同年2月1日に遡って喪失処理され、申立期間の国民年金保険料が同年8月に還付された記録が確認できる。

しかしながら、申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立期間のうちの昭和47年2月及び同年3月の保険料は同年2月24日に、同年4月から同年6月までの保険料は同年5月30日に、それぞれ現年度納付されていることが確認でき、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者になった後も保険料を納付していることを踏まえると、申立人は継続して保険料を納付する意志があったものと推認できることから、申立人が、任意加入被保険者に該当する時点まで遡って、国民年金の資格喪失の手続を行ったとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料の還付時点（昭和47年8月）で時効にかからない46年9月の未納保険料に充当せずに、納付済みである申立期間の保険料を還付していることを踏まえると、行政側の事務処理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち平成18年8月11日、同年12月29日及び19年8月11日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を18年8月11日は53万5,000円、同年12月29日は53万円、19年8月11日は54万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月29日
③ 平成18年8月11日
④ 平成18年12月29日
⑤ 平成19年8月11日

A社において支給された申立期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社は社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、年金記録に反映されないことになっている。申立期間の賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成18年8月11日、同年12月29日及び19年8月11日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間

当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年8月11日は53万5,000円、同年12月29日は53万円、19年8月11日は54万7,000円とすることが妥当である。

一方、申立人の平成17年8月12日及び同年12月29日の賞与支払明細書により、厚生年金保険料等を控除した金額を差引支払額としていることが確認できるものの、同明細書には「健康・厚生本人負担金預かり無し」の記載があることが確認できる。

また、A社は、「当該期間に係る賃金台帳を保管しておらず、詳細は不明である。」と供述しているため、申立人の平成17年分所得証明書を調査したところ、社会保険料控除額は、標準報酬額から算出した金額及び賞与支給額から算出した金額の合計額と異なっている一方で、同年8月及び12月の賞与から健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていなかったものとして計算すると、同所得証明書の社会保険料控除額とほぼ一致していることから、事業主は、申立人の当該期間の保険料を負担していたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成17年8月12日及び同年12月29日について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和59年11月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、60年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月21日から60年10月1日まで
私は、A社C営業所（適用事業所名は、A社）に昭和59年9月1日付けで入社し、60年9月30日付けで退職したが、59年12月21日から60年10月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社C営業所で勤務していた。」と主張しているところ、B社から提出された「臨時雇原簿」及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と生年月日は相違（昭和37年10月30日）しているものの、氏名が同一で、資格取得日が59年11月13日、資格喪失日が60年10月1日である未統合の記録が確認できるところ、B社は、「人事記録には、申立人と同姓同名の者は見当たらない。」と回答していることから、当該未統合記録は申立人のものであると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月1日から同年7月1日までの期間及び16年1月1日から17年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年5月及び同年6月は28万円、16年1月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月11日、16年7月21日及び同年12月24日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月11日は31万2,000円、16年7月21日は33万6,000円、同年12月24日は54万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年5月1日から17年4月1日まで
② 平成15年7月11日
③ 平成16年7月21日
④ 平成16年12月24日

私は、平成11年5月1日にA社に入社し、17年3月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。私の年金記録によると、11年5月1日から17年3月31日までの期間のうち、一部の期間の標準報酬月額が総支給額から考えられる額より低くされており、また、15年7月から16年12月までの賞与についても厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年5月1日から同年7月1日までの期間及び16年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額より、28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成16年1月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から17年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人は当該期間の給与明細書を所持していないものの、申立人が所持する16年分源泉徴収票及び同年7月の給与明細書等から試算すると、当該期間の厚生年金保険料控除額は同年7月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と一致すると認められることから、28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成15年5月1日から同年7月1日までの期間及び16年1月1日から17年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適切に届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から④までについては、申立人が所持する賞与額が記載されている給与明細書により、申立期間②において、その主張する標準賞与額（31万2,000円）、申立期間③において、その主張する標準賞与額（33万6,000円）、申立期間④においてその主張する標準賞与額（54万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間の賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成11年5月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から12年8月1日までの期間、12年9月1日から13年

1月1日までの期間及び同年2月1日から同年4月1日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成11年11月1日から同年12月1日までの期間、12年8月1日から同年9月1日までの期間、13年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から15年5月1日までの期間、同年7月1日から16年1月1日までの期間及び17年1月1日から同年4月1日までの期間については、申立人は当該期間の給与明細書を所持していない上、事業所も当該期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、当該期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が19年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年12月29日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年3月までは80円、同年4月から同年11月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月5日から21年3月16日まで

私は、当初、学徒動員でA社B工場に勤務していたところ、昭和19年9月、繰上卒業するとともに同年10月に同社に正式入社した。ところが年金記録では、厚生年金保険の開始が21年3月16日からとなっており、記録に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和19年10月5日から20年12月29日までの期間について、C社（申立期間当時は、A社）が保管する申立人の社員カードによると、「19年10月5日入社」、「20年12月28日依願免」の記載が確認できる。

また、C社が保管する被保険者ノート（被保険者名簿）によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日は確認できないものの、申立人は昭和19年10月5日に同被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「当社が保管する資料に申立人は同年10月5日に入社した記録があることから、同日から社会保険に加入させる手続きを行ったものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚は、「申立人は私と同じく昭和19年10月から20年12月までの期間、A社B工場に勤務していた。」と証言してい

るところ、当該元同僚の社員カードによると、当該元同僚は19年10月1日に入社していることが確認でき、また、被保険者ノートによると、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間に係る同被保険者資格も確認でき、オンライン記録と一致する。

これらのことを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年12月29日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の社員カードに記載されている本給の記録から、昭和19年10月から20年3月までは80円、同年4月から同年11月までは90円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和20年12月29日から21年3月16日までの期間について、上記の社員カードによると、「20年12月28日依願免」、「21年3月16日TM725」の記載が確認でき、当該期間にA社に在籍していたことは確認できない。

また、C社は、「TM725はB工場のことである。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和21年3月16日にD社E工場において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、社員カードの記載内容と一致する。

さらに、C社が保管するD社25年史によると、「終戦直後は、工場の機能はほとんど停止し、ごく一部を除いて生産はほとんど行われておらず、社員的生活は極度に困窮していった。このようななかで、E職は昭和20年12月31日付、F職は12月28日付で全員退職し、適格者は即日再雇用という措置をとった。」旨の記載が確認できるところ、上記元同僚は、申立期間においても厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該元同僚の社員カードによると、「20年12月28日依願免」、「21年1月1日TE105」の記載が確認できることから、申立人と当該元同僚に係る事業所の取扱いは異なっていたものと考えられる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（適用事業所名は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和59年4月2日から平成2年3月31日までA社で勤務し、退職月の同年3月分の厚生年金保険料も給与から控除されているにもかかわらず、申立期間の記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成2年3月分の給与明細及び申立事業所の元事務担当者の証言から、申立人は、申立期間において、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が保管している平成2年3月のカレンダーに記載されているメモ書きから判断すると、申立人は、同年同月30日は、A社で深夜勤務し、翌同年同月31日の早朝に勤務を終え、同社を退職していることが確認できる。

このように、平成2年3月30日から深夜勤務し、翌同年同月31日の早朝に勤務を終えた後退職した場合における厚生年金保険被保険者資格喪失日の取扱いについて、日本年金機構C事務センターは、「勤務期間は同年3月31日までとし、同年4月1日を資格喪失日とする。」と回答している。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、

申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 2642 (事案 1203 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年4月から同年7月までを44万円、同年8月から3年11月までを53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から6年2月26日まで

私は、A社の事業主であり、同社を平成元年6月から社会保険庁(当時)の厚生年金保険適用事業所としていたところ、資金繰りに行き詰まり6年4月*日に破産宣告を受け倒産した。私は、経理関係には一切関与せず、経理担当者に全てを任せていたので、申立期間の標準報酬月額は私の知らないうちに故意に改ざんされたに違いないのに、私の年金記録が訂正されないことには納得できない。

特に、平成6年4月15日に、2年4月から3年11月までの期間の標準報酬月額が遡及訂正されていることについては、破産し免責決定を受けた私が遡及訂正を届け出る理由は無く、また、当時の破産管財人も、遡及訂正への関与を否定しているので、調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、当該期間のうち、i) 平成3年12月から5年2月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年3月24日付けで、遡及して減額の訂正が行われていることが確認できるが、当時A社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該遡及訂正の行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されないこと、ii) 5年3月から6年1月までの標準報酬月額については、記録に不自然な点は無く、ほかに当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 2年4月から3年11月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年2月26日のその約2か月後の同年4月15日付けで、遡及して減額の訂正が行われていることが確認できるが、当該遡及訂正の届出については、社会保険事務所(当時)がこれ

を独断で行ったことをうかがわせる事情が無いところ、破産宣告から短期間で行われていることに加え、これ以前にも遡及訂正処理が行われていることを踏まえると、申立人は、同社の代表取締役として当該遡及訂正の届出について承知していなかったとは考え難く、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されないことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、21年12月21日付けで通知が行われている。

- 2 今回の再申立てに際して、申立人は、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以後に行われた上記iii)の期間(平成2年4月から3年11月まで)に係る標準報酬月額額の遡及訂正に関し、破産当時における同社の債務一覧表、労働保険料申告書(控)及び破産管財人の回答書を提出している。

当該債務一覧表によると、A社のB労働基準局(当時)に対する債務としての労働保険料は19万2,500円となっており、労働保険料申告書(控)に記載されている概算保険料額と一致していることから、当該債務一覧表の記載は適正なものであることがうかがえるところ、C社会保険事務所(当時)に対する債務としての社会保険料は185万円となっており、同社が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

また、A社の破産管財人は、「遡及訂正は破産管財人が必要とする行為ではなく、破産宣告を受けて以降、申立人が社会保険事務所に対し届出行為を行えないことから社会保険事務所が職権で遡及訂正したものと想像できる。」と回答しており、遡及訂正への関与を否定している。

一方、オンライン記録によると、上記iii)の期間に係る申立人のA社における標準報酬月額については、平成6年4月15日付けで、2年4月から同年7月までは44万円から13万4,000円に、同年8月から3年9月までは53万円から17万円に、同年10月から同年11月までは53万円から16万円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できるが、上記のとおり、当該遡及訂正日は、同社が適用事業所でなくなった日(6年2月26日)及び破産宣告日(同年4月*日)の後であるところ、今回の申立てにおいて申立人が提出した資料に基づき判断すると、申立人及び破産管財人が当該遡及訂正処理に関与していたことは確認できない上、当該遡及訂正処理には合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められない。

このため、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの期間を44万円に、同年8月から3年11月までの期間を53万円にそれぞれ訂正することが必要である。

- 3 一方、申立期間のうち、上記i)の平成3年12月から5年2月までの期間及び上記ii)の5年3月から6年1月までの期間については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

平成19年7月10日に支給された賞与支払明細書によると、賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、ねんきん定期便によると、当該賞与に係る記録が無いことが分かった。

調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、17万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は32年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和26年4月から29年4月までは8,000円、同年5月から31年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から32年1月1日まで
② 昭和34年6月1日から36年6月1日まで

戦前にA社に入社し、昭和50年に退職するまでの間、継続して同社及び関連会社に勤務していたが、年金記録によると、申立期間①の同社C支店に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされており、納得できない。また、申立期間②については、同社からD社に出向していた期間と記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録が無いとされており、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る人事記録及び元従業員の証言から判断すると、申立人は、同社及び関連会社であるE社に継続して勤務し(A社B支店からE社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、「申立人が勤務していた当社C支店は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、同支店の従業員に係る厚生

年金保険の加入手続については、当社B支店で行っていた。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①直後にA社の関連会社であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったE社に転出しているが、申立期間前後においてA社で厚生年金保険の被保険者となっているにもかかわらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は保管されていない上、日本年金機構は、「申立人に係るカセット番号には誤って別番号（他人）の台帳が収録されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号*の厚生年金保険被保険者台帳は索出できなかった。」としているなど、社会保険事務所における記録管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったとすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額及び同社が保管する人事記録から、昭和26年4月から29年4月までについては8,000円、同年5月から31年12月までについては1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、「D社に出向していた。」と主張している。

しかし、申立人が出向元であったと主張しているA社は、「申立人については、昭和31年12月20日付けで休職扱いとなってE社に転出したため、転出後の期間に係る人事記録は保管されていない。また、社会保険庁（当時）に対し当社の社員でなかったと考えられる申立人について、厚生年金保険加入の届出を行っておらず、保険料を納付していない。」と回答している。

また、申立人は既に死亡していることから、申立人の申立期間における雇用関係等について聞き取りを行うことができない上、このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年8月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月16日から同年9月1日まで

私は、平成6年4月16日にA社に正社員として入社し、同年9月まで勤務していたが、この期間の年金記録が無い。

毎月の給与からは厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年8月17日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できる上、事業主は、「申立期間当時、社会保険関係の事務は、妻（故人）が担当していたが、4、5人いたパート従業員を除き、私たち夫婦及び正社員として雇用していた申立人を含む3人の元従業員については、厚生年金保険に加入しており、従業員の厚生年金保険及び雇用保険に係る加入手続きは同時に行っていたはずであり、給与からこれらの保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、上記の事業主の証言どおり、申立期間において、事業主夫婦及び元従業員二人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、元従業員二人については、厚生年金保険被保険者期間が雇用保険被保険者期間とほぼ一致することが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年8月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種で勤務していた同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社の全被保険者の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が抜け落ちたことがうかがえない上、社会保険事務所が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の双方の事務処理において記録の処理を誤るとは考え難いため、事業主は、社会保険事務所に申立人の資格得喪等に係る届出を行っていないと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年4月16日から同年6月1日までの期間及び同年8月17日から同年9月1日までの期間については、申立人の雇用保険加入記録が確認できないことから、当該期間においては、「厚生年金保険及び雇用保険に係る加入手続を同時に行っていた。」とする事業主の証言とは合致しない。

また、当時、社会保険関係事務を担当していたとされる事業主の妻は既に死亡していることから聴取できない上、ほかに、申立人が、他の元従業員とは異なり雇用保険とは別に厚生年金保険に加入していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうちの平成6年4月16日から同年6月1日までの期間及び同年8月17日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者であったと認められることから、A事業所（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和27年2月26日）及び資格取得日（同年6月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年2月及び同年3月は3,500円、同年4月及び同年5月は4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月26日から同年6月1日まで

私は、申立期間に船員として乗船勤務し、船員保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、船舶所有者A事業所において昭和25年6月30日に船員保険被保険者資格を取得し、27年2月26日に同資格を喪失した後、同年6月1日に再度同資格を取得しており、同年2月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、昭和27年2月26日に被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、船舶所有者A事業所に係る船員保険被保険者名簿では、同年4月に申立人に係る標準報酬等級の法改正に伴う変更処理が行われ、その後、同年8月1日に一人の機長が船員保険被保険者資格を取得した際に、申立人は同資格を喪失しておらず、かつ、上記の名簿の前項に記載された船員保険被保険者等級別人員（表）によると、申立人が同年同月30日まで船員保険被保険者資格を喪失していなかった記載が確認できる。

また、その後に書き換えられた船舶所有者A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和27年4月に標準報酬等級の変更処理がされた後、同年8月1日より以降に同年2月26日に遡って申立人に係る資格喪失処理及び同年6月1日に遡って申立人に係る同資格の再取得処理がなされたこ

とがうかがえるところ、当該処理が行われたことについて合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人に係る申立期間の船員保険旧台帳は確認できない上、上記の名簿に記載された他の二人の船員保険被保険者に係る同名簿の記載と旧台帳の記録及びオンライン記録とはそれぞれ相違していることが確認でき、同名簿に係る事務処理が正確に行われていたとは言い難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について船員保険被保険者であったと認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和27年2月26日）及び資格取得日（昭和27年6月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記載から昭和27年2月及び同年3月は3,500円、同年4月及び同年5月は4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から11年12月31日まで

平成7年頃、A社の経営が苦しくなったと聞いていたところ、会社は8年に突然、和議申請の手続を開始した。会社は存続することになったが、遡って標準報酬月額が減額されている。私は工場長をしていたが、給料に変化は無く、このことについては、最近まで知らなかった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年3月1日から8年10月1日までの申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、47万円とされていたところ、同年5月8日付けで、6年3月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、「経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指導により、標準報酬月額を遡って修正した。」と供述している上、26人の従業員が平成8年5月8日付けで、6年3月1日に遡って標準報酬月額を減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年5月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円と訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの標準報酬月額については、上記の遡及訂正処理を行った日以降の定時決定(8年10月1日)で9万8,000円と記録されているところ、申立事業所において、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた同僚の8年10月から9年9月までの標準報酬月額について、オンライン記録では、当該同僚が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(遡及訂正前に記録されていた額と同額)よりも低い標準報酬月額が記録されていることが確認できる。

当該期間に係る厚生年金保険料の控除については、これを確認できる資料は無いが、上記の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の当該期間の厚生年金保険料は遡及訂正前の標準報酬月額(47万円)に相当する保険料が控除されていたものと推認される。

以上のことから判断すると、申立人は申立期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までに係る標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であり、当該期間当時の状況が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から11年12月31日までについては、申立事業所において、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた同僚の所持する給与明細書によると、9年10月以降については、オンライン記録に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に平成2年10月31日まで勤務した。厚生年金保険の記録を見ると、同日が資格喪失日になっており、被保険者期間が1か月少なくなっている。訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社に平成2年10月31日まで在籍したことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付したはずである。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成2年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和55年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社して以降、現在まで同社に継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管する資料によると、昭和55年9月1日付けで異動していることが確認できるものの、申立人は、「当時は異動発令後、2週間の待機期間の後に異動先に出社していたので、同年9月中旬にはB工場に出社していた。」と供述しているところ、事業所も同様の回答をしている上、同社C工場の資格喪失日は同年同月30日で記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和55年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格取得日に係る届出を適切に行っていないと考えら

れるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月10日から46年1月28日まで

私は、昭和45年12月10日付けでA社C支店から同社D支店開設準備のため異動したが、年金記録では、同支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は46年1月28日とされており、申立期間が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された資料及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和45年12月10日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日
平成16年12月10日に支給された賞与は36万円だったのに、年金記録は、30万6,000円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「誤った金額により届出し、誤った標準賞与額に基づく保険料により納付した。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月16日から同年6月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているのに、年金記録に欠落があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カード、A社健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和53年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和53年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「納付したかどうかは不明である。」としているが、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日が昭和53年5月16日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（31万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を54万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（54万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（48万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（57万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（26万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（48万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（43万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（46万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（57万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を59万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（59万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（46万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（44万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を39万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（39万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を47万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（47万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を47万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（47万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（45万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（26万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を51万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（51万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を49万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（49万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を55万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（55万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（27万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（44万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（38万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（44万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（60万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を42万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（42万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社は、平成19年12月分の賞与から期末賞与額と冬季賞与額を合算した厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に期末賞与額を加算せず、冬季賞与額のみを誤って届出したため、当該期末賞与額分の保険料を納付していなかった。控除された保険料が、正しく年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している2007（平成19）年冬季賞与個人別一覧及び同年期末賞与個人別一覧から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間の冬季賞与額と期末賞与額を合算した額に係る賞与支払届を提出しておらず、申立期間の冬季賞与額のみに係る賞与支払届を提出していたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から49年3月まで

ねんきん特別便をみると、10年余りの未納があることが分かった。私は、高校在学中から、父の体調が悪かったため家業を手伝い、そのまま家業を継いでいる。当時は、母が支払いはもちろん、会計を始め様々なことを切り盛りしており、集金人に国民年金保険料を納めるところを見ていた記憶もある。母は、税務署から表彰を受けたこともあるようなきっちりした性格であり、母が嫁の国民年金保険料を納めているにもかかわらず、実の息子である私の国民年金保険料を納めていないわけではない。母は、高齢のため、当時の話を聞くことができないが、社会保険庁（当時）の年金記録に納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年*月に20歳に達して以降、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は49年11月頃に申立人の妹（三女）と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の妹の納付も申立人と同様、集金人に納付が可能な現年度の保険料である49年4月から開始していることが確認できる。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、46年4月頃に払い出されており、申立人と払出しの時期が異なる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の欄は空白になっ

ており、納付記録は確認できない上、国民年金被保険者台帳においても申立期間は未納期間と記録されていることが確認でき、行政側の記録に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は高齢のため、申立期間の具体的な納付状況が確認できない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年5月まで

私は、年金記録が社会問題となったので、年金事務所で年金記録を照会したところ、申立期間の納付記録が無いことが分かった。

申立期間については、市役所の窓口で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶があり、年金記録がおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以降の平成8年9月から同年12月までの国民年金保険料について、9年1月1日以降に制度導入された基礎年金番号により同年4月25日に現年度納付していることが確認できるところ、当該期間の加入手続にあたり、A市は、申立人に国民年金手帳記号番号の払い出しが無いことから、以前被保険者であった厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号として付番したものと推認できる上、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付できたとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの期間及び15年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年3月まで
② 平成5年4月から6年3月まで
③ 平成15年1月から同年6月まで

私は障害者であるが、それまで国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納期間があるということで障害年金の支給は認められなかった。申立期間のうち、平成5年度分（申立期間②）については、私自身又は母親が定期的に保険料を納付していたが、平成6年3月頃に市役所で確認したところ、納付記録が無かったため、やむを得ず、同年3月に母親が銀行で納めたので、重複して（二重に）納付しているはずである。保険料をきちんと納付しているので、市役所で調べてほしいと何度も依頼したが、「記録に無い。」の一点張りで、年金未納問題が社会問題化するまで、全く取り合ってもらえなかった。他の申立期間についても未納期間は無いはずで、まとめて納付した月もあれば、1か月分しか納付しなかった時もあるが、生活が苦しい中で、全て市役所の窓口で確実に納付してきた。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金マスターチェックリストによると、申立期間①及び③は保険料が未納であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立期間②については、申立人は、既に保険料を定期的に納付していたにもかかわらず、A市役所で当該期間の納付記録が無かったため、やむ

を得ず、平成6年3月に再度一括して納付したと主張しているが、同市が保管する収納記録リスト及びオンライン記録では、当該期間の保険料が同年同月28日に一括して現年度納付されていることが確認できるものの、当該納付記録より前の時期に保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①から③までについて、申立人から当時の詳細な納付状況等を確認することができない上、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出された形跡も確認できない。

このほか、申立期間①から③までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めること、及び申立期間②の同保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年1月まで

昭和50年5月に私の結婚式のためにA市に来ていた母が、同年12月末まで入院した。同年7月頃に、母から20歳になっているので国民年金の加入手続きに行くように言われた。翌日、B市役所C支所で加入手続きを行った時に、20歳の誕生日まで遡って払えと言われたので、その場で、*月からの国民年金保険料2万円ぐらいを一括して納付した。

加入後も、2か月毎に5,000円から6,000円程度をC支所で納付し続けていたのに、未納とされているのはおかしいのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月頃にB市役所C支所で国民年金の任意加入の手続きを行ったと主張しているが、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入による国民年金の資格取得日は昭和53年2月9日で一致しており、この頃、国民年金の任意加入の手続きを行ったものと考えられる上、そのいずれにおいても、申立期間は未加入期間と記録されており、行政側の記録に不自然さはいかたがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月頃に払い出されていることが確認できる上、それ以前に、当該番号とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和50年4月から53年1月までは、国民年金の任意加入の対象者であるため、制度上、上記加入手続きの時点から、遡って国民年金に加入することはできず、当該期間は保険料を納付することができない期間である上、本来、国民年金の強制加入期間となる50年2月及び同

年3月については、当該払出しの時点において、時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月

私は、平成3年7月に会社を退職した際、厚生年金保険から国民年金に切り替えないといけないことを知人から聞き、A市役所で国民年金に加入した。転職に当たり、当たり前のこととして国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したのに記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成3年7月に、当時在住していたA市役所で国民年金の加入手続を行い、同月の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料の納付を行うためには、国民年金手帳記号番号が必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳を見ても、国民年金の記号番号欄は空白であり、申立人自身にも申立期間に別の年金手帳があったとする具体的な記憶は無い。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

私は、昭和60年3月に会社を退職し、A市からB市に転居した。転居後、間もなく同市役所へ赴き、市民税、国民健康保険及び国民年金について説明を受け、後日、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、61年4月に大学院に入学するまでの間、市民税、国民健康保険料及び国民年金保険料をまとめて納付していた。災害で関係書類は無くなってしまったが、ねんきん特別便を見ると未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が定かではない上、仮に昭和60年3月頃に国民年金に加入していた場合には、61年4月から大学院入学のため任意加入となることに伴う種別変更の手続が必要となるが、その手続についても具体的な記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から8年6月まで

私は、平成7年3月に会社を退職した後、A市役所から国民年金保険料を支払うようにと書かれた書類と、4枚から5枚つづりの納付書が届いたので、プレハブでできた仮設の出張所で国民年金保険料を数回に分けて納付したにもかかわらず、年金記録を確認すると申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認でき、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、それぞれ金額の違う4枚から5枚つづりの納付書が届いたので、数回に分けて納付したと主張しているところ、申立期間当時は毎月納付であり、年度ごとに保険料額は定額であったことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶はあるものの、年金手帳が交付された記憶や納付金額等に関する明確な記憶は無いとしている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 6 月までの期間及び 60 年 3 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 60 年 3 月から 61 年 12 月まで

私は、昭和 58 年 8 月に離婚し、その 10 か月後ぐらいに国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付し、同時に免除の申請をした。その後、免除された期間は 10 年前まで納めることができると聞き、免除のままだと将来の年金額が少なくなるので、順次、納付書を作成してもらい、銀行窓口で保険料を納めてきた。

平成 18 年か 19 年頃に記録を照会したところ、3 年近く未納期間があるとされていることが分かったが、私は、未納無く保険料を納付していたのに、未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 8 月に離婚し、その 10 か月後ぐらいに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が申立期間当時に在住していた A 市役所の回答によると、平成元年 1 月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたとしており、申立人が主張する加入時期と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、期間を遡って国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A 市役所の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②直後の昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を平成元年 4 月に過年度納付していることが確認でき、当該時点において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できなかったものと推認で

きる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時に、国民年金の申請免除の手続を行い、その後に、免除承認期間の保険料を追納したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間の昭和59年7月から60年2月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の保険料を3年2月に追納していることが確認できるものの、申立期間①及び②は未納期間であることから、追納することはできない。

なお、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和59年7月から60年2月までの期間について生活保護を受給しているところ、その期間は国民年金法第89条に基づく法定免除期間となり、国民年金の加入手続の時点から、年度を遡って法定免除されたものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成2年3月まで

私は、20歳になった昭和63年*月に母の勧めで国民年金に加入したが、加入手続は母が行ってくれた。母から妹に対しても同様の手続を行ったと聞かされており、妹は、20歳以降の加入記録が残されている。ねんきん特別便で私の記録が残されていないことを知ったが、母が国民年金保険料を納付してくれていたのに、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、学生は国民年金の任意加入の対象者であるが、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立期間直後の平成2年4月から加入した厚生年金保険被保険者の記号番号で付番されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしている上、その加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の母親は、申立期間の保険料の納付についてほとんど記憶していないため、申立期間の具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月及び同年4月

私は、平成16年2月*日に婚姻し、当時A社に勤務していた元夫の扶養に入り、国民年金の第3号被保険者となった。婚姻前に退職した時の失業手当を受けるため、同年3月及び同年4月は第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続を行った。保険料は、納付書が送付されてきたので、失業手当で2か月分まとめて郵便局で納付した。その後、失業手当の給付期間を終えたので、再度、元夫の扶養に入り、第3号被保険者となったが、現在の記録では申立期間の納付記録が無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の失業給付の受給期間（平成16年2月23日から同年5月22日まで）は、元夫の共済組合の被扶養者認定が取り消されることから、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行ったとしているものの、当該手続の時期や場所等の記憶は無く、B市のオンライン資格記録によると、申立人が同年2月23日付けで国民年金第1号被保険者の資格を取得したとする記録は確認できない上、法律上、同一月において国民年金被保険者の種別に変更があったときは、その月の最後の種別の被保険者であったとみなされるところ、オンライン記録では、同年同月の申立人の被保険者の種別は第3号被保険者となっていることから、申立人が同年同月23日付けで第1号被保険者への種別変更手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、制度上、国民年金の未加入期間となることから、申立人に対して納付書は発行されておらず、保険料を納付していたとは考え難い上、申立人が納付したと記憶する金額は、申立期間の保険料額とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの期間及び同年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から50年3月まで
② 昭和50年4月から53年3月まで

私が20歳になった時は学生だったが、国民年金保険料を納めるのは国民の義務であり、将来、年金をもらえなかったら困るとして、母親が自身の分と一緒に私の保険料を納付してくれた。結婚してからも、現在まで母親とずっと同居しており、私だけ保険料の未納期間があるのはおかしいと思う。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、A市で昭和52年11月頃に払い出されており、この頃に初めて国民年金に加入したものと推認できることから、申立人がB市に居住していた申立期間①、及び申立人がA市に居住していた申立期間②のうち、50年9月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人の国民年金被保険者原票には、申立期間について保険料未納と記録されており、当該期間に申立人が過年度納付及び現年度納付を行った記載は確認できない上、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和52年度欄には、当時のA市の国民年金記録と照合したことを示す(照)の押印が確認できる。

さらに、C市の申立人に係る昭和53年度の国民年金収滞納一覧表によれば、申立人は、同市において昭和53年10月頃に国民年金に係る手続を行い、同市に引っ越した後の期間である同年4月から同年12月までの保険料を婚姻後しばらくたった54年2月23日に一括して納付していることが確認でき、記録上、当該納付が申立人に係る国民年金保険料の初めての納付となることから、申立

人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧であり、申立期間における具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に係る別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から61年3月まで
昭和44年5月頃に夫が、A市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年5月頃に申立人の夫がB区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和63年2月6日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人が61年4月1日に第3号被保険者に該当したことに伴い、63年1月27日に入力処理されていることが確認できることから、申立人は、この頃に初めて国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には、昭和61年4月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年5月まで

昭和49年4月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅近くの金融機関で、3か月ごとに2,700円の国民年金保険料を納付したことを覚えている。その後、54年6月に年金手帳を紛失したため、再発行の手続を同市C区役所D支所で行った際、新規加入と間違われたため、申立期間の記録が消えてしまったと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年4月頃、国民年金の加入手続をB区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和54年1月11日に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者原票及び申立人に係るA市の昭和54年度の国民年金収滞納一覧表から、申立人は、昭和54年6月9日に任意加入被保険者として国民年金に加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、別の年金手帳を所持していたが紛失したため、昭和54年6月にC区役所D支所で現在所持している年金手帳を再発行してもらったと主張しているが、同年金手帳の住所欄には62年2月19日以降に居住した同区Eの住所地の記載が確認できることから、当該手帳は同年同月同日以降に再発行されたと考えるのが自然である上、同一市内に居住している申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年3月まで

昭和44年に年配の男性が自宅を訪問し、応対した妻に対して、私が国民年金に加入していないことについて「強制です。」と言われたので、妻が実家の母親と相談の上、国民年金に加入した。約1か月後に再び同じ男性が自宅を訪問し、妻が42年5月から43年何月かまでの保険料を領収書と引き換えに支払った。納付した金額は覚えていないが、縦7、8センチ、横14、15センチの細長い領収書を受け取り、薄茶色の国民年金手帳に貼り付けていた。その後、毎月、同じ人が集金に来て、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納め、納付の都度、同手帳に領収印を押されていた。その頃の保険料額は、それほど高額ではなかったと記憶している。52年1月31日に転居した際に、A市役所B支所で国民年金の手続きを行い、薄茶色の国民年金手帳からオレンジ色の年金手帳に替わったことを記憶している。申立期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和50年6月30日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年4月から同年6月までの間に加入手続きを行ったものと推認できることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、国民年金手帳記号が払い出された時点で時効到達前の保険料を遡って納付する場合、過年度納付を行うこととなるが、A市役所によると、申立期間当時、集金人が過年度保険料を取扱うことは無かったとしており、加入手続きの1か月後に、集金人に遡って過年度分の保険料を納付したとする申立人の主張

内容と符合しない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、同名簿の検認欄において昭和50年度以降の保険料の納付記録が確認できるものの、申立期間は空白であり、同市の国民年金記録（電算記録）及びオンライン記録においても、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

加えて、A市によると、申立期間において集金人は3か月ごとに保険料を徴収していたとしており、毎月、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立内容と符合しない。

このほか、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和41年頃に将来のことを考えて国民年金に加入した。加入当初、遡って1か月500円の保険料をまとめて5年分納付した記憶があるが、私の年金記録を見ると、その納付記録が確認できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年頃に国民年金に加入し、5年分の保険料を遡って納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、47年11月6日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年同月頃に加入手続を行ったものと推認できる上、申立人は、同年4月1日発行の^{うぐいす}鶯色の国民年金手帳と昭和51年度以降に発行されたオレンジ色の年金手帳を所持しているものの、それ以外の国民年金手帳の交付を受けたことは無いとしているため、申立人が申立期間に加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和41年4月から47年3月までの6年度分について、47年11月、同年12月及び48年3月の3回に分けて保険料を過年度納付していることが確認できるものの、その前の申立期間について過年度納付又は特例納付したとする記載は確認できず、国民年金被保険者原票においても、申立期間の保険料は未納と記録されていることから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、

ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの期間、54年1月から同年3月までの期間、同年10月から55年3月までの期間、同年10月から56年3月までの期間並びに63年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで
④ 昭和55年10月から56年3月まで
⑤ 昭和63年9月及び同年10月

国民年金保険料は、毎月、50歳代の黒い革の鞆を持った女性が集金に来ていた。保険料はその集金人に夫婦二人分を妻が支払っていた。家を留守にしていた時は市役所や支所で支払った。しかし、記録では、妻の保険料が納付済みである期間に私は未納となっており、そのようなことはあり得ず、納付できない。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金収滞納一覧表及び国民年金被保険者原票によると、申立期間①について、夫婦共に保険料が未納であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、全ての申立期間について、集金人に保険料を納付していたと主張しているが、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人及びその妻は、申立期間①から③までの時期において、集金人ではなく共に口座振替により保険料納付を行っていたことが確認できる上、申立期間②及び③において申立人のみ未納となっていることについて、同市では、口座振替により同時に複数人の保険料を収納する際に、国民年金手帳記号番号の小さい番号の被保険者から優先して振替手続を行っていたとしていることから、預金残高が二人分の保

険料額より少なかった場合、申立人よりも同番号の小さい申立人の妻の保険料が優先して振替納付され、申立人の保険料は納付されなかった可能性があるとしている。

さらに、申立人は、国民年金保険料が未納であった場合、自宅に送付された納付書により遡って保険料を納付したと供述しているところ、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間①から⑤までの時期において、昭和55年4月から同年6月までの期間、61年7月、62年9月及び63年7月の各保険料について、計4回、納付書により遡って現年度納付していることが確認でき、同収滞納一覧表及び国民年金被保険者原票の内容に不自然な点は見られないことから、申立人の上記の供述内容は、これらの期間の保険料納付に関するものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は5期間に及び、これだけの期間において行政上の事務処理過誤が繰り返しあったとは考え難い。

このほか、申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち昭和 63 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの記録が無いとの回答をもらった。当該期間も間違いなく同社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の証言から、申立人は昭和 63 年 1 月（詳細な日付については不明。）にA社に入社し、勤務していたことが推認される。

しかしながら、事業主は、「A社において中途採用により入社した者については、入社して1か月間は仮採用ということとして、厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も給与から控除していなかった。申立人の離職票が前事業主から送られてこなかったため、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得の手続きが行えなかった。当該資格取得と厚生年金保険被保険者資格取得を一括して行った。」と回答している上、オンライン記録と雇用保険の資格取得日は一致している。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に被保険者資格を有し所在が判明した6人に申立人の厚生年金保険加入の有無について照会し5人から回答を得たところ、4人の者が、「中途採用により入社した。」と証言しており、そのうちの二人は、「入社当初は仮採用であり、社会保険等には加入させないという説明を事業主から受けた。当該期間においては厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

さらに、中途採用によりA社に入社したとしている他の二人についても、入

社日より後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 30 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 49 年 6 月 20 日まで
③ 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 30 日までは A 地区にあった B 社（現在は、C 社）の事業所で（申立期間①）、43 年 5 月 1 日から 49 年 6 月 20 日までは D 地区にあった E 社（現在は、F 社）の事業所で（申立期間②）、50 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までは D 地区にあった G 社（現在は、H 社）の事業所で（申立期間③）、それぞれ派遣社員として勤務していた。

しかし、年金記録では、上記の事業所における厚生年金保険被保険者記録は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人は、これら申立期間において雇用されていた具体的な事業所名、事業主及び同僚の氏名等を記憶していないため、事業所に係る資料や関係者の証言を得ることができず、申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間①のうち昭和 40 年 4 月から 43 年 4 月までの期間、申立期間②及び③において、申立人は、国民年金保険料の免除期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人が派遣先であったと主張する、C 社 I 事業所、F 社、H 社は、「当時の資料が無く、申立人については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から申立期間

に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 7 月 1 日まで
② 昭和 24 年 8 月 30 日から 26 年 6 月 10 日まで

私は、昭和 21 年から 51 年まで、一度も辞めることなく A 社（現在は、B 社）で勤務していたが、申立期間の年金記録が無い。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 24 年 7 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 30 日に資格喪失後、26 年 6 月 10 日に再度、同資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が確認できないが、申立人の妻は、「私が申立人と知り合った 21 年当時から 51 年 7 月まで、申立人は一度も辞めることなく、A 社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社が保管する申立人に係る労働者名簿によると、申立人は、昭和 25 年 10 月 6 日から日雇、同年 12 月 21 日から臨時、26 年 5 月 1 日から本雇として同社に勤務していたことが確認できる上、同社が保管する申立人の履歴書（25 年 10 月 9 日付け）には、22 年 5 月に C 社に入社し、25 年 10 月に退社との記載が確認できることから、申立期間①及び②のうち 24 年 8 月 30 日から 25 年 10 月 5 日までの期間については、申立人が A 社において勤務していたと確認することはできない。

また、昭和 26 年 6 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員の二人は、「私は中学校卒業後の同年 4 月に新卒として就職

したが、2か月の試用期間があった。」とそれぞれ証言しており、申立人と同日の同年6月10日に同資格を取得した別の元従業員も、「13か月の試用期間があった。」と証言していることから、同社では、必ずしも全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、B社の現在の担当者は、「厚生年金保険に加入していない時の保険料は控除していないと思う。」と回答しており、申立人と同日の昭和26年6月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得した上記の元従業員も「加入していない時の保険料を控除するような会社ではなかった。」と証言している。

なお、上記のとおり、B社が保管する申立人の履歴書では、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる昭和24年7月1日から同年8月30日までの期間を含む22年5月から25年10月までの期間、C社で勤務していたとの記載が確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、B社では、「C社は、当社とは資本関係等は無く、当社へ出入りしていた業者であると推測される。申立人が当社に入社する前の24年7月1日から同年8月30日までの期間に、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる意味合いについては、よく分からない。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に入社後、同社が会社組織から個人事業所へ組織変更したが、同一の雇用主のもと継続して、B事務所において勤務するようになり、給与支払明細書には厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、平成 11 年 10 月の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する平成 11 年 10 月の給与支払明細書から、申立人が申立期間にC事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該明細書に記載されている事業所名のC事務所（適用事業所名はB事務所）は、その業種から厚生年金保険法における強制適用事業所ではなく、オンライン記録によると、平成 11 年 11 月 1 日に任意包括により厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

さらに、申立人が申立期間の直前に勤務していたA社から提出された同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、平成 11 年 10 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから判断すると、B事務所が厚生年金保険の適用事業所となる

前の月である平成11年10月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、直ちに同月を申立人の同事業所に係る厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、同年10月分として申立人の給与から控除された厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 8 日から同年 4 月 10 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 28 日から 42 年 1 月 31 日まで

私が勤務した事業所のうち、AにあったB社（申立期間①）及びC社（又はD社。申立期間②）並びにEにあったF社（現在は、G社。申立期間③）における厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管している昭和 32 年 1 月 10 日付の申立人の履歴書及び同年同月 28 日に同社に入社したとする元同僚の「申立人は、私よりも遅く同社に入社した。」との証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の元同僚は、オンライン記録によると、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 32 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

また、B社から提供された元従業員 5 人に係る資料によると、入社して約 2 か月から 9 か月後に、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。また、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立期間①に係るB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、当時の住宅地図によると、申立人が記憶しているC社（又はD社）の所在地には、昭和 33 年にはH社 I 工場が、35 年にはJ社（後K社）が存在することが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、H社及びJ社の所在は確認できるが、C社の所在は確認

できない。

また、申立期間②においてH社 I 工場に勤務していたとする元従業員 6 人に聴取しても、全員が申立人及びC社を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録において、C社及びD社が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

加えて、申立人は、「申立期間②の当時、LにあったM社からC社の情報を入手してほしい。M社については当地の地権者に聞けばわかる。」と供述しているが、当該地権者に聴取しても、M社の情報を得ることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「F社で部品及び機械の製造をしていた。隣に国が使用する部品を製造する会社があった。」と供述しているところ、同社及び同社に隣接して所在する会社の業務内容は、申立人の供述と一致している。

しかし、申立人は、「F社は、N神社の近所にあった。」と供述しているが、同社はO市に所在しており、N神社の近所ではない上、申立人は、「同社の一軒家の寮に住み込んでいた。」と供述しているが、同社の取締役及び元従業員は、「一軒家の社宅には管理職が居住しており、一般の社員は、寮に住み込んでいた。」と証言しており（申立人は、寮を記憶していない。）、申立人の記憶と申立期間当時の状況が相違している。

また、オンライン記録により、申立期間③にF社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員及び現従業員の計 22 人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、G社は、「申立期間③に係る保険台帳及び履歴書等を保管しているが、これら資料において、申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

加えて、申立人のF社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、元従業員及び現従業員 17 人の厚生年金保険被保険者記録と雇用保険被保険者記録を照合したところ、17 人全員について、これらの被保険者期間がほぼ一致することが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない(申立期間のうち、厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間を除く。)

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 5 日から 51 年 5 月 3 日まで
② 昭和 52 年 12 月 21 日から 56 年 2 月 19 日まで

私は、昭和 42 年 2 月 5 日から 51 年 5 月 3 日までの期間は A 社に勤務し(申立期間①)、52 年 12 月 21 日から 56 年 2 月 19 日までの期間は B 社に勤務していた(申立期間②)ので、年金記録を訂正し、私がこれら期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、昭和 46 年 2 月 5 日から 51 年 5 月 12 日までの 63 か月については A 社において、また、52 年 12 月 21 日から 53 年 4 月 21 日までの 4 か月については C 社において、さらに、同年 12 月 14 日から 56 年 3 月 1 日までの 27 か月については B 社において、それぞれ厚生年金保険被保険者記録が確認できるため、申立期間①のうち、46 年 2 月 5 日から 51 年 5 月 3 日までの期間、申立期間②のうち、52 年 12 月 21 日から 53 年 4 月 21 日までの期間及び同年 12 月 14 日から 56 年 2 月 19 日までの期間については、年金記録の訂正を要しない。

2 申立期間①のうち、昭和 42 年 2 月 5 日から 46 年 2 月 5 日までの期間については、A 社から提出された証明書によると、申立人の同社における在籍は確認できず、申立人の雇用保険被保険者記録も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶している申立期間①当時の A 社における元同僚 9 人については、厚生年金保険被保険者記録が確認できない(9 人のうち 2 人については、同姓同名者多数により調査不能)上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 35 人に照会したが、回答があった 17 人全員が申立人を記憶しておらず、申立期間①のうち、昭

和 42 年 2 月 5 日から 46 年 2 月 5 日までの期間については、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、上記の回答があった 17 人のうち 15 人が、「勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致する。」と回答している（残る 2 人は無回答）ことから、A 社では、従業員を、入社から退職までの全期間について厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 42 年 9 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月 21 日から同年 12 月 14 日までの期間については、申立人のオンライン記録及び雇用保険被保険者記録が確認できない上、オンライン記録によると、申立人が記憶している申立期間②当時の B 社の元同僚 6 人のうち 4 人については同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、残る二人は同被保険者記録が確認できるものの、申立人について具体的な証言を得ることはできない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 14 人に照会したが、回答があった 9 人のうち 8 人が申立人を記憶しておらず、申立人を記憶していた一人も、申立人が同社に勤務していた期間までは記憶していないことから、申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月 21 日から同年 12 月 14 日までの期間については、申立人が同社で勤務していたことが確認できない。

さらに、上記の回答があった 9 人のうち 6 人が「勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致する。」と回答している（残る 3 人のうち 1 人は「不明」と回答、2 人は無回答）ことから、B 社では、従業員について入社から退職までの全期間について厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①のうち昭和 42 年 2 月 5 日から 46 年 2 月 5 日までの期間及び申立期間②のうち 53 年 4 月 21 日から同年 12 月 14 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 42 年 2 月 5 日から 46 年 2 月 5 日までの期間及び②のうち 53 年 4 月 21 日から同年 12 月 14 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私はA社設立以来、経理事務等を担当し、社会保険の手続等はB事務所に委託していた。申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す源泉徴収票等の資料があるので、標準報酬月額を変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 10 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった処理がされているが、その翌日の同年 10 月 1 日に、申立期間に係る標準報酬月額が遡って 26 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人が同事業所の事業主の妻であり、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額が訂正されたことについて、従業員であり不明としているが、当該事業所の経理事務等を担当する取締役として、当該減額処理について申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は昭和 49 年 12 月に A 社を設立して以降、事業主として経営を行ってきた。取引先の破産に伴い資金繰りが悪化して社会保険料の滞納が生じ、社会保険事務所(当時)に、納付について相談した経緯があるが、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す源泉徴収票等の資料があるので、標準報酬月額を変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は平成 10 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった処理がされているが、その翌日の同年 10 月 1 日に、申立期間に係る標準報酬月額が遡って 59 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人が同事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の資金繰り悪化により滞納していた厚生年金保険料等について、社会保険事務所の提案した保険料の減額処理を承諾し、滞納を解消したとする旨のメモを所持しており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間当時の給与明細等は残していないが、A社（当時は、B社）に問い合わせたところ、昭和 56 年 10 月 26 日から勤務しているとしており、年金手帳にもその旨記載されている。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員名簿により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の事業を継承しているA社の代表取締役は、「申立期間当時は1、2か月の研修期間があつて、その間は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、上記の従業員名簿において、申立期間前後に入社している従業員が申立人を含め6名確認できるが、いずれも入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に1、2か月のずれが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間を経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月
② 平成 12 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 13 年 7 月から同年 10 月まで
④ 平成 14 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 平成 15 年 4 月
⑥ 平成 16 年 1 月から同年 3 月まで
⑦ 平成 16 年 9 月
⑧ 平成 17 年 1 月から同年 3 月まで
⑨ 平成 19 年 9 月
⑩ 平成 20 年 1 月から同年 3 月まで

私のねんきん定期便をみると、A社で勤務していた申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が異なっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間②、④、⑥、⑧及び⑩について、申立人は、「ねんきん定期便に添

付されている厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月額状況（以下「ねんきん定期便添付資料」という。）に記載されている納付額（厚生年金保険料控除額）と給与明細書の額が違う。」として申し立てているが、A社が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間に係る申立人の給与からの保険料控除額は、ねんきん定期便添付資料の納付額と一致していることが確認できることから、申立人は、ねんきん定期便添付資料に記載されている納付額と給与明細書の保険料控除額を比較する際に「暦年」と「年度」を誤認したものと考えられる。

また、申立期間①及び③のうち平成13年10月、⑤、⑦及び⑨について、A社は、「給与からの厚生年金保険料の控除方法については、翌月控除のため、申立人が所持する給与明細書記載の保険料は、給与支給月の前月分の保険料を控除している。」と回答しており、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を上回っている、又は一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間③のうち、平成13年7月から同年9月までについて、オンライン記録の標準報酬月額は28万円であるところ、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は34万円となることが確認できる。しかしながら、A社は、「同年7月の標準報酬月額の月額変更に係る届出の提出を失念していたため、14年9月5日にB社会保険事務所（当時）に当該期間に係る月額変更届を提出した。既に申立人の給与から従前の標準報酬月額（34万円）に基づく保険料を控除していたため、訂正後の標準報酬月額に基づく保険料との差額分（1万5,615円）は、月額変更届を提出した際に申立人の給与から控除すべき保険料と相殺して精算している。」と回答しており、事業所が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、14年10月の保険料控除額は、1万410円となっており、これは同月の標準報酬月額（30万円）に基づく保険料（被保険者負担分）2万6,025円から上記の差額分（1万5,615円）を差し引いた額と一致することが確認できる。このため、当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は34万円ではなく、28万円と認められることから、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 3 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 12 月 26 日から 45 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 2 月 1 日から 54 年 2 月 21 日まで

A社に昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 12 月まで勤務し、その後引き続き B 社 C 支店に 45 年 7 月まで継続して勤務していたはずなのに、厚生年金記録に 3 か所の空白がある。義兄も両社に同時期に勤務していたが、年金記録に空白は無い。

また、昭和 53 年 2 月から勤務した D 社についても入社から 12 か月間の年金記録が空白である。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の主張及び元同僚の証言から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は昭和 43 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年 3 月 26 日に同資格を喪失し、同年 10 月 1 日に同資格を再度取得し、同年 12 月 26 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該期間は雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間①について、申立期間にA社において被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 15 人に、厚生年金保険料の控除の有無について照会し、12 人から回答を得たところ、そのうちの 4 人は、「試用期間があったので、勤務期間は年金記録と一致していない。」、「試用期間が 3 か月

ほどあった。」旨それぞれ回答していることから、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、A社において、同社に係る被保険者原票に氏名が確認できる元従業員 23 人のうち、申立人を除く 6 人についても申立人と同様、被保険者期間に空白があることが確認できるところ、そのうち一人の元従業員は、「申立人も自身も継続して同社に勤務していた。」と回答しているものの、当該期間において厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、他の 4 人の元従業員は、別の事業所での厚生年金保険被保険者の記録が確認でき、残りの一人の元従業員は当該空白の期間については退職していたことを別の元同僚が記憶しているほか、上記以外の複数の元従業員は、「当時、請負もあった。」、「車を持ち込んでいた者もあった。」旨それぞれ回答している。

加えて、A社は、既に解散しており、関連資料等は確認できない上、申立人が一緒に入社したと主張している申立人の義兄及び社会保険事務を担当していた代表取締役や取締役も既に死亡又は所在が確認できないため証言を得ることができず、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

- 2 申立期間③について、B社C支店から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに同資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 12 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当該期間にB社C支店に勤務し、所在が確認できた元従業員 8 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、4 人から回答を得たものの、全員が申立人のことを記憶しておらず、当該期間に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

- 3 申立期間④について、現在、申立人が勤務している事業所から提出された履歴書から、申立人が申立期間にD社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のD社に係る被保険者原票によると、申立人は昭和 54 年 2 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、56 年 11 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該期間は雇用保険の記録と一致する。

また、当該期間にD社において被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 21 人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会し、11 人から回答を得たところ、そのうち 5 人は、申立人を記憶していたものの、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、回答のあった者のうち 3 人は、「当時、試

用期間があった。」旨それぞれ回答している。

さらに、D社の元事業主は、「申立人のことは記憶しているが、勤務期間の特定まではできない。試用期間は3か月ほどあったと思う。同社は、昭和63年に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存されていない。」と回答している上、申立期間当時の労務担当者とは連絡が取れず、経理事務担当者は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無について確認することができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②については、A社B支店に、申立期間③から⑤までについては、同社本社に勤務していた。申立期間に係る標準報酬月額が下がっているが、同社では給与が下がることはなかったもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店及び本社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間において減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、同社において給与が下がることはなかった。」と主張している。

しかし、A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答しており、C健康保険組合も、「資料が無く、申立人の申立期間の標準報酬月額等を確認することができない。」と回答している。

また、A社は、「固定給が上がっても残業等の減少により、標準報酬月額を減額して届け出る場合もある。」と回答している上、申立人の健康保険整理番号の前後 10 人の被保険者記録によると、申立人以外にも申立期間当時の従業員のうち、同社B支店では 5 人（6 期間）、同社本社では 6 人（9 期間）が随時改定又は定時決定によって標準報酬月額が減額されている期間が確認でき

る。

さらに、A社B支店及び本社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 49 年 7 月 20 日から 51 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 52 年 1 月 1 日から 53 年 4 月 30 日まで

申立期間①については、A社で勤務した。

申立期間②については、B社で勤務した。

申立期間③については、C社のD事業部で勤務した。

申立期間について、60歳の頃にE社会保険事務所（当時）を訪ねたときは年金記録があり、65歳の年金請求の手続をするよう指示されたので安心していましたが、その後、何度も同社会保険事務所に確認に行ったが、年金記録が無いと言われた。どうして前にあると言われた記録が無くなったのか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 42 年頃から F 市 G 町にあった A 社で勤務した。」と主張しているところ、同社の元従業員二人が「申立人が同社で勤務していたことを覚えている。」と証言しており、そのうち一人は、「申立人の入社時期は覚えていないが、申立人は 48 年 5 月か同年 6 月まで勤務していた」と証言していることから、申立人が、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 8 月 1 日であり、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、上記の元従業員二人は、「厚生年金保険料が控除されるようになったのは、厚生年金保険に加入してからである。」と証言している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事

業主も既に死亡している上、元従業員が経理担当者として氏名を挙げた二人は、いずれも連絡先不明のため、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況を確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和49年7月20日から51年12月末日まで、F市H町にあったB社で勤務した。」と主張しているところ、同社の元同僚の一人は、「申立人が昭和50年10月頃から51年9月頃まで社員として勤務していた。50年10月よりも以前から勤務していたかもしれない。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるが、申立人が申立期間②中の昭和49年9月1日に被保険者資格を取得し、50年4月30日に離職したとする被保険者記録が確認でき、申立人が所持する雇用保険受給資格者証により、申立期間②中の同年6月10日に同日を求職開始日とする雇用保険受給資格者証がE公共職業安定所から交付されていることが確認できることから、申立期間②においてB社に勤務したとする申立人の主張と一致しない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和50年11月26日であり、申立期間のうち49年7月20日から50年11月25日までの期間は同社が適用事業所となる前の期間である上、元従業員二人は、「保険料が控除されるようになったのは、厚生年金保険に加入してからである。」と証言している。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に文書照会したものの、回答が得られない上、申立人及び元同僚が同社の経理担当者として氏名を挙げた者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できず、連絡先も不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無い上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和52年1月から53年4月末日まで、C社（現在は、I社）のD事業部で勤務した。」と主張している。

しかしながら、I社では、「当社は、合併を繰り返しており、C社と合併した時期もかなり以前のことであるため、資料が無く、申立人の勤務実態や保険料控除の状況は分からない。」と回答している。

また、申立人は「C社の社長はJ氏だった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本により確認できる同社の社長の姓は、申立人の供述内容と異なる上、当該社長は既に死亡しており、申立人が記憶する社長の姓と同姓の役

員に文書照会したものの回答が無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時に被保険者資格を有する元従業員 28 人に文書照会したところ、回答のあった 19 人のうち 18 人が「申立人を知らない。」と証言しており、唯一「申立人の名前を聞いたことがある。」と証言している元従業員も、「一緒に働いたこともなく、いつごろ勤務していたかも分からない。申立人が勤務したとするD事業部も、あったかどうか分からない。」と証言しており、申立人の勤務実態に関する証言が得られない。

加えて、雇用保険の記録を確認しても、申立期間③に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

4 なお、申立人は、「60歳の頃、E社会保険事務所を訪ねたときには、年金記録が確認できた。」と主張しているが、E年金事務所では、「申立人がE社会保険事務所を訪問したとする平成7年頃のことは資料も無く分からない。」としており、申立てに係る3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれにも申立人の氏名は見当たらないため、申立人の主張について確認することができない。

5 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 7 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月 7 日から 35 年 5 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 33 年 7 月 7 日から 35 年 5 月 31 日まで A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する慰安旅行の際の写真並びに申立人が当時の勤務内容及び元同僚の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「昭和 44 年以降の資料は残っているが、申立期間の資料は残っておらず、当時の事務担当者も既に死亡しているため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 11 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの一人は「B ちゃんと呼ばれている人がいた。」と証言するものの、残り 10 人は「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務期間について特定できない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人及び申立人が記憶する元同僚二人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主からの回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であり、事業主を含めて全員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は同社が適用事業所になった上記の日からであることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時は厚生年金保険加入の届出を行っておらず、申立期間に係る保険料を控除していない。」と供述している上、同社が保管する昭和59年から61年までの所得税源泉徴収簿によると、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年9月12日から同年10月11日まで
② 昭和17年3月28日から同年5月11日まで
③ 昭和19年1月25日から同年11月3日まで
④ 昭和20年2月7日から同年4月1日まで
⑤ 昭和25年4月7日から26年3月18日まで

私の夫は、昭和16年9月にA社に入社し、51年2月に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の船員保険の記録が欠落していることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社が保管する申立人に係る人事記録及び船員保険被保険者カードによると、申立人が昭和16年9月30日から同社に在籍していたことが確認できる上、同カードにより確認できる申立人に係る被保険者期間はオンライン記録と一致する。

また、A社は、「当社が保管する申立人の船員保険被保険者カードによると、昭和20年3月以前については申立人が下船していたため、被保険者資格を喪失している。」と回答しているところ、予備船員(船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者)が船員保険の被保険者となるのは、船員保険法の改正により船員保険の被保険者の範囲が拡大された同年4月1日以降であることから、申立期間①から④までの期間については、申立人は被保険者になることができなかつたと認められる。

さらに、申立期間⑤について、A社が保管する人事記録によると、昭和25

年4月6日付け「依頼休職、B科」及び26年3月18日付け「自宅待機員」の記載がそれぞれ確認できる上、同社は、「依頼休職のため申立人の船員保険被保険者資格を喪失させたと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る船員手帳を所持しておらず、申立人の妻も元同僚の氏名等を記憶していないため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る年金記録の訂正を行う必要がない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 14 日から 56 年 12 月 31 日まで
② 昭和 57 年 6 月 10 日から平成 5 年 7 月 21 日まで
③ 平成 6 年 1 月 25 日から同年 6 月 8 日まで

申立期間①及び②については、標準報酬月額の記録が低く記録されている。申立期間③については、A事業所（適用事業所名はB社、現在は、C社）において厚生年金保険に加入した平成 6 年 1 月 25 日から同年 6 月 8 日までが正しい記録である。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D社における標準報酬月額の記録に相違がある。」と主張している。

しかしながら、D社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有する 169 人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、申立人と同年代の被保険者 23 人の標準報酬月額と比較してもおおむね同等であり、申立人のみが著しく低いとは言い難い上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

また、D社が保管する申立人に係る昭和 55 年度の給与台帳によると、申立人の同年に支給された給与から控除された厚生年金保険料額は、申立人の当該期間の標準報酬月額に相当する適切な保険料額であったことが認められる。

さらに、D社が当時加入していたE厚生年金基金（現在は、企業年金連合

会)が保管する申立人の標準報酬月額に係る記録は、申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間①当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「F事業所における標準報酬月額の記録に相違がある。」と主張している。

しかしながら、F事業所に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有する38人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、申立人と同性の被保険者13人の標準報酬月額と比較してもおおむね同等または申立人の標準報酬月額は高く、申立人のみが著しく低い標準報酬月額であるとは言えない上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

また、F事業所は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間②当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、平成6年1月25日から同年6月8日までが正しい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、B社において平成5年12月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、6年6月9日に喪失していることが確認できる。

このことから、申立人の当該期間について、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る年金記録の訂正を行う必要がない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から60年11月まで

私は、昭和58年1月頃にA社に入社し、平成2年10月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年1月頃にA社に入社し、平成2年10月31日に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する昭和63年1月12日付けでB組合が発行したA社での5年勤続表彰状から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「人事関係資料は、昭和63年以降のものしか残っておらず、また、申立期間当時のことを覚えている従業員もいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に被保険者資格を有する元従業員18人を把握し聞き取りを行ったところ、8人から回答があり、そのうちの3人は、「申立人は同社に在籍していたが、具体的な勤務期間は覚えていない。」と証言している上、昭和59年11月1日に被保険者資格を取得している元従業員は、「私が入社した時には申立人は在籍していたが、パート社員だったと記憶している。」と証言している。

さらに、B組合は、「表彰状は、事業所の推薦で表彰するもので、表彰者の勤務形態を問わず、パート社員も多数おり、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と証言している。

加えて、公共職業安定所が保管する A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者期間の始期は、昭和 60 年 12 月 21 日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者期間の始期よりも遅れている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、同請求書には、申立人の署名及び押印が確認できるとともに、申立人が脱退手当金支給当時住んでいた住所が記載されている上、脱退手当金の引渡店には申立人の住所地を管轄する郵便局が指定されていることが確認できる。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 48 人について調査したところ、申立人が勤務していた事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録のある女性 18 人のうち 14 人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、脱退手当金を受給した複数の元同僚は、「私は、会社から脱退手当金の説明を受け、会社に代理請求を依頼し、脱退手当金を受けた。」旨それぞれ証言していることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 7 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。